

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和8年5月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 14名

2. 出 席 委 員 12名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋 善一	3 番	安達 芳紀	4 番	佐藤 文好
5 番	松田 繁徳	6 番	浅野 厚司	7 番	錦 礼子
9 番	山岸 誠	10 番	倉田 健三	11 番	村越 竜仁
12 番	朝倉 善則	13 番	黒澤 ちよ子	14 番	渡沢 寿

3. 欠 席 委 員 2名にしてその氏名は次のとおり

2 番	竹田 壮芳	8 番	菊地 直子
-----	-------	-----	-------

4. 出席事務局職員

南陽市農業委員会	事 務 局 長	金子 健
同	上 事務局長補佐	小川 正樹
同	上 農 地 係 長	島崎 和也

5. 付 議 事 件

日程第1		会議録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	議第17号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第5	議第18号	農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第6	議第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7	議第20号	地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見決定について

6. 会 議 の 要 領

(開会：ときに午後1時30分)

議長（高橋会長）

令和8年5月18日付け南農委告示第6号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は、12名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、2番 竹田壮芳委員、8番 菊地直子委員の2名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

6番 浅野厚司委員、7番 錦礼子委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 6番 浅野 厚司 委員
7番 錦 礼子 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

次に、日程第4 議第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長

ただいま上程されました、議第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の計2件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

島崎農地係長

ただ今、提案されました、議第17号について、ご説明申し上げます。

議案書は1から2ページになります。

はじめに1ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請になります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑の一部 900㎡について、新規の2年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に2ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外2筆の畑 計2,110㎡を新規の5年契約となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、10番 倉田健三委員より報告をお願いします。

10番
倉田健三委員

5月24日に現地確認を行いました。申請地はすべてが耕作され、周辺農地への影響がないことを確認しました。以上です。

議長（高橋会長）

これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

3番
安達芳紀委員

1番の件ですが、900㎡で賃料111,111円で2年間という契約ですが、これは果樹が植えられている畑なのですか。2年間で賃料もそれなりに良い値段で、今まではあまりない契約だなと思ったので、何が植えられているのか教えてください。

島崎農地係長

1番の賃借権設定の案件でございますけれども、現況はさくらんぼの成木園地でございます。ただちに収穫が可能な成木だというふうになっておりまして、賃料が相場より高いことについては雨よけハウスなど付帯施設も併せて貸借を行うということで相場より高い値段設定ということでございます。

3番
安達芳紀委員

年数に関しては2年で中途半端ですけれども、何か制限があるのですか。

島崎農地係長

年数については当事者同士の取り決めということで、自動で更新されるということもあって特段の理由はございません。

議長（高橋会長） そのほか質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 議第18号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ただいま上程されました、議第18号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が1件ありましたので提案するものであります。農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

島崎農地係長 ただ今、提案されました、議第18号について、ご説明申し上げます。
議案書は3ページをご覧ください。

1番につきましては、令和元年10月29日に農地法第5条で転用許可になりました件の事業計画変更になります。

当初計画者の■■■■さんは、ご子息である■■■■さんの住宅の隣に自らの住宅を新築するため、転用許可を受けたものでしたが、本人の体調不良等や建築費の高騰などの事情により住宅建設が困難になりました。現在住宅は建設されていないものの、宅地造成工事は完了しており、ご子息である■■■■さんが継承者となり、自らの住居と一体的に物置、園庭、雪押場用地として、利用するため、当初許可を受けた事業計画の変更が申請されたものです。

議長（高橋会長） ここで、議第18号の現地調査について6番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

6 番
浅野厚司委員

5 月 1 8 日に私と菊地委員、小川事務局長補佐、島崎係長の 4 名で事業計画変更 1 件の現地調査を行いました。この案件について申請どおりであったことを報告いたします。以上です。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第 6 議第 1 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長

ただいま上程されました、議第 1 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第 5 条第 1 項の規定により、本委員会に対し 2 件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

島崎農地係長

ただ今、提案されました、議第19号について、ご説明申し上げます。

議案書は4ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん外2名から、▲▲字▲▲ 外3筆の畑が2,765㎡、外4筆の田が2,168㎡ 合計4,933㎡を所有権移転し、畜舎を整備するため、申請があったものです。併用地の24,823.14㎡は平成16年と平成28年に転用済で、今回新たに畜舎1棟、排水処理施設1棟を整備するものです。

申請地は、農振法に基づく農用地利用計画の農業用施設用地です。転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ の畑 232㎡を所有権移転し、駐車場等として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、6番 浅野厚司委員より報告をお願いします。

6番
浅野厚司委員

5月18日に私と菊地委員、小川事務局長補佐、島崎係長の4名で5条2件の現地調査を行いました。この案件についてすべて申請どおりであったことを報告いたします。以上です。

議長（高橋会長）

これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

12番
朝倉善則委員

■■■■さんですが畜舎を建てるにあたって、前から建っている建物があるのですが、臭わないという話でしたが結構臭うのでこれから住宅地に建てるとなった場合、今後苦情などは大丈夫なんですか。

島崎農地係長

なおに關しては、悪臭防止法という法律に基づいて規制区域ですとか、臭気の指数などが基準を超えた場合、行政指導という法の規定がございますけれども、この場所についてはいずれも地域としても指定されていないというところで、今までは行政指導というよりもお願いベースでこういった苦情が寄せられたとお伝えしていると担当課からお聞きしているところでございます。今回の畜舎の整備事業について、地元▲▲地区の三役に今年の2月にこういった計画があるということで、事業のご説明をさせて頂いて、その後▲▲地区の方には隣組回覧という形で情報の共有を図っているというふうにお聞きしております。以上でございます。

議長（高橋会長）

私も▲▲なので経過を申し上げますと、臭いが問題になっているのは■■■■さんの家の隣にある畜舎の繁殖棟で、毎年▲▲の三役で懇談会をやっておりますけれども、そこをなんとかできないかと地区では要望していて、徐々に家の隣の繁殖棟を撤退して、あちらへもっていった繁殖棟を建てるという構想みたいなので地区内としては大賛成だと思います。ただ、西風が吹くとさくらんぼ団地の方へいきやすいのかなと、そこは懸念されますけれども。

5 番
松田繁徳委員

前に■■■■さんが施設を大きくするというので、▲▲に説明会に来て、臭いがしないからと説明を受けたのですが、若干▲▲でも風の流れによって臭いがするのですが、今会長が言われたのは自宅の方の古い畜舎の臭いがこちらに来ているということによろしいでしょうか。

議長（高橋会長）

新しい畜舎だと思います。

5 番
松田繁徳委員

古い畜舎だとわかるのですが。
今豚を飼うにもなかなか大変で、食べている身では強いとも言えないのですが、▲▲での説明会では東北で一番の新しい良い設備ですと聞いたわけです。古い畜舎が臭うので、移動するから臭わなくなると思っているのに、新しい畜舎を建ててまた臭うとなると困るのでその辺をうまくして頂きたい。

議長（高橋会長）

私達は畜舎から離れているし、臭いが出ない豚舎だということで前から説明を受けているので、あまり臭いを感じない気がします。

1 2 番
朝倉善則委員

仕事に行くとかなり臭いがきつく感じる。自分も昔は豚を飼っていたのでわかりますが、飼っている方からするとほとんど臭いがしないのですが、離れてしまうと臭いがきつく感じます。

6 番
浅野厚司委員

臭いがないというわけではなくて確かに臭いがありました。ただそんなに気になるほどではないと思ったのですが、多分堆肥場の方だと思います。豚舎はほぼ臭いが出ないのですが、堆肥場からあまり気にならない程度の臭いがあって、それがタイミングが悪いと臭いが流れていくのかなと思ったので、堆肥場の方は注意して頂いたほうが良いという気がしました。

島崎農地係長

補足でございますけれども、整備の計画がある畜舎については最新式の施設で、ウインドレス式という窓がない施設ということで臭気対策に寄与するということと、畜舎の外に高能力脱臭装置というものを設置するということで臭気対策を行っているとお聞きしております。以上です。

議長（高橋会長）

なお、注意して頂くということを付け加えて、認めるという形よろしいでしょうか。

3 番
安達芳紀委員

最大限の努力はするという感じはするので、あとは周辺の住民の方たちの理解が得られるかどうかだと思います。そこだけは、丁寧な対応をしながら進めていただくしかないと思います。

議長（高橋会長）

これについて他にございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件については、なお注意を付け加えて申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第7 議第20号「地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長

ただ今上程されました、議第20号「地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年5月8日付け農第254号で、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画を変更することについて意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課高橋農政係長の補足説明を求めます。

高橋農政係長

南陽市農林課農政係長の高橋でございます。

常日頃、農林行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、議案の補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地転用の前段として、▲▲地区の地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる「地域計画」を変更するにあたり、あらかじめ関係機関の意見を聴くことと定められていることから、貴委員会より意見を頂戴するものです。

まず、地域計画の運用についてご説明いたします。

地域計画でございますが、令和5年の農業経営基盤強化促進法改正により、原則として全ての市町村で作成が義務付けられたもので、本市では令和7年3月に当初計画を策定しております。

本計画は必要に応じた見直しが前提で、最低でも年1回の変更を行うよう国より示されており、本市では、これを定期見直し、定期更新と呼んでおり、毎年、概ね年末頃の変更を予定しております。

この定期見直しは当初策定時と同様に、地区ごとに農家の方や関係機関を参集して対面で協議頂き、その話し合いの結果を基に計画を変更するものです。

このほか、転用等に先立つ目標地図からの除外などに対応するため、本市では年3回の臨時の見直しの機会を想定しております。こちらに関しては必ず行うというのではなく、関係者から変更の申し出があった場合に限って計画変更の手続きを行うものです。

この場合は簡易開催と申しておりますが、実際に地域の方に集まっていただくわけではなく、ホームページ掲載するなどして協議を行うことを基本としています。

国では地域計画を重要なものとしており、転用ですとか農振除外の前に地域計画から除外することが必要と制度化していることから、このような細々した対応が必要となっております。

南陽市については最低でも1回、最大4回の地域計画見直しを想定しているところです。

本件につきましては後者の臨時見直しに相当するもので、転用申請の前段として必要な農振除外に先立ち、地域計画を変更、具体的には目標地図からの除外を実施するものです。

高橋農政係長

次に具体的な変更内容についてご説明いたします。

本件の申請場所ですが、▲▲中学校グラウンドの北側、丸堤の西側の道向かいとなっております。

事業計画者は、北側に隣接する■■■■さんで、駐車場、資材置き場、雪押場を目的とした転用を計画しており、面積は2,400㎡程となっております。

事業個所は地域計画区域の縁偏部であり、周辺の営農に与える影響は少なく、地位計画の変更、その後の農振除外についても支障がないものと考えております。

また、農地転用についても事前相談済みと伺っております。

先ほどご説明した、HPによる地元協議は4月末ごろ実施しております、関係者からの意見等はございませんでした。

これに続いて協議の場の取りまとめ結果の公表を行い、現在はHPによる変更案の地区への提示及び関係機関への意見徴収を実施中の段階となっております。

順調にいきますと、今後、変更案の公告・縦覧、変更の告示と進み、6月20日ごろに地域計画の変更が完了する流れとなっております。

なお、本件についての転用申請は来春頃を予定しているようで、本来であれば、秋の農振除外申請時、つまり、定期見直しのタイミングでの変更も可能な案件でしたが、余裕を持って対応したいという事業者からの申し出により、通常より早めの申請となったものです。

説明は以上となりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

議長（高橋会長）

今は田んぼになっていて低いと思うのですが、除外してから土盛りをするのですか。

高橋農政係長

最終的には転用許可等が出てから土盛りになると思います。

議長（高橋会長）

他に質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和8年5月18日付け南農委告示第6号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時00分）